

商事調停規則に基づく
商事調停手続の概要説明

平成21年6月1日

(平成19年12月27日より施行)

一般社団法人 日本商事仲裁協会

目 次

1. 調停の事前相談、手続の開始から終了までの標準的な流れ
 - (1) 取扱う紛争の内容
 - (2) 事前相談、手続の説明
 - (3) 調停の申立て（調停手続の開始）
 - (4) 調停申立ての受理とその通知
 - (5) 相手方の応諾
 - (6) 調停人の選定
 - (7) 調停手続
 - (8) 調停手続の終了

2. 非公開・守秘義務と提出資料等の取扱い

3. 紛争当事者が負担する調停に関する費用
 - (1) 申立ての際の調停料金
 - (2) 調停が不成立だった場合の調停料金の返還
 - (3) 当事者が負担するその他の費用
 - (4) 調停人への報償金（調停料金に含まれています）
 - (5) 当事者から（1）及び（3）の費用の納付がない場合
 - (6)（1）及び（3）の費用の支払方法

日本商事仲裁協会における商事調停手続の概要

一般社団法人 日本商事仲裁協会（以下、「協会」といいます。）の「商事調停規則」（以下、「調停規則」といいます。）に基づく商事調停（以下、「調停」といいます。）手続の概要は、以下の通りです。

1. 調停の事前相談、手続の開始から終了までの標準的な流れ

（1）取扱う紛争の内容（調停規則第1条）

協会が調停を行う対象は「商事紛争」です。企業間の取引上の紛争が典型的な例となりますが、「商事紛争」であるか否か判断がつかない場合は、協会までお問い合わせください。

（2）事前相談、手続の説明

商事紛争について、協会の調停手続を利用することをお考えの場合、協会にお問い合わせいただければ、調停手続についてご説明いたします。

協会の連絡先は、次の通りです。

<東京事務所>

住所 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-17 廣瀬ビル 3F

電話 03-5280-5161

FAX 03-5280-5160

E-mail mediation@jcaa.or.jp

HP <http://www.jcaa.or.jp>

受付 月～金 9：30～17：00

休業日：土日祝日及び12月29日～1月3日

<大阪事務所>

住所 〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋 2-8

大阪商工会議所ビル 5F

電話 06-6944-6164

FAX 06-6946-8865

E-mail mediation-osaka@jcaa.or.jp

HP <http://www.jcaa.or.jp>

受付 月～金 9：30～17：00

休業日：土日祝日及び12月29日～1月3日

(3) 調停の申立て（調停手続の開始）（調停規則第5条・第6条）

- ① 協会に調停を申立てる場合、申立人は、次に掲げる事項を記載した調停申立書を前記いずれかの協会事務所に提出してください。なお、申立て以降の提出書類は、協会が指定する事務所に提出してください。

- a 当事者の氏名又は名称ならびに住所及び連絡先（電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス）
- b 代理人を定めた場合には、その氏名ならびに住所及び連絡先（電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス）
- c 申立ての年月日、申立ての趣旨及び紛争の概要と申立てを根拠づける理由

- ② 申立人は、調停申立ての際、調停合意がすでにある場合には、調停合意を証する書面の写しを協会に提出してください。
- ③ 代理人によって調停手続を行うときは、代理人は、調停申立書とともに、委任状を協会に提出してください。

- ④ 申立人は、調停申立ての時に調停料金を納付してください。調停料金については12ページの3(1)別表第1を、お支払方法については16ページの3(6)をご覧ください。

(4) 調停申立ての受理とその通知(調停規則第6条)

- ① 協会は、申立人による調停申立てが規則に適合してなされたことを確認後、又は調停合意がある場合に調停合意の事実があることを相手方に確認後、申立人及び相手方に調停申立ての受理の通知をします。
- ② 相手方に対する受理の通知には、調停申立書の写しを添付します。

(5) 相手方の応諾(調停規則第8条)

- ① 協会は、調停申立て受理の通知をした後、相手方に対して、通知の受領後15日以内に協会の規則による調停手続に参加することに応諾するよう要請します。
- ② 相手方は、調停申立てに応じて協会の規則による調停手続に参加する場合には、応諾書及び答弁書を協会に提出しなければなりません。
- ③ 相手方が提出する応諾書及び答弁書には、次に掲げる事項を記載する必要があります。

- | | |
|---|---|
| a | 当事者の氏名又は名称ならびに住所及び連絡先(電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス) |
| b | 代理人を定めた場合には、その氏名ならびに住所及び連絡先(電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス) |
| c | 応諾書には調停手続に参加することに応諾する内容の記載及び応諾の年月日 |
| d | 答弁書には申立ての趣旨及び申立てを根拠づける理由に対する反論の記載 |

- ④ 相手方から応諾がなされたときは、協会は、応諾がなされた旨を申立人に通知するとともに、相手方より送付された応諾書及び答弁書の写しを申立人に通知します。

- ⑤ 相手方が代理人によって調停手続を行うときは、代理人は、調停申立書とともに委任状を協会に提出してください。

(6) 調停人の選定（調停規則第9条・第10条）

① 調停人の数

- 1) 調停は、原則として1人の調停人によって行います。
- 2) 協会が適当と認めるときは、複数の調停人によって行うことができます。

<参考>

調停規則第9条（調停人の数・選定方法）

- 1 調停は、1人の調停人によって行う。ただし、協会が適当と認めるときは、複数の調停人によって行うことができる。

② 当事者が調停人の選定方法について合意している場合

- 1) その合意に従って調停人を選定してください。
- 2) 調停人から調停人の承諾書を受け取ってください。
- 3) 当事者は、遅滞なく協会に調停人の氏名、連絡先及び職業を記載した調停人選定通知書を承諾書とともに提出してください。
- 4) 協会は、当事者により選定された調停人が和解の仲介を行うのにふさわしい者であるかを調停人選定委員会で決定し、連絡いたします。
- 5) 当事者により選定された調停人を調停人選定委員会で調停人としな
いとの判断がなされた場合には、再度、当事者間の合意により他の調
停人を選定して協会に通知するか（この場合は、前記② 1）～4）によ
ります。）、次の「③ 当事者間で調停人の選定方法について合意してい
ない場合の調停人選定手続」によることとするか、いずれかを決定し
てください。

<参考>

調停規則第10条（当事者の合意による調停人の選定）

- 1 当事者は、調停人の選定方法について合意をしているときは、その合意に従い調停人を選定し、調停人の受諾書を添えて、遅滞なく協会にその氏名、連絡先及び職業を記載した調停人選定通知書を提出しなければならない。協会は、当事者により選定された調停人が和解の仲介を行うのにふさわしい者であるかを調停人選定委員会にて判断する。

③ 当事者が調停人の選定方法について合意していない場合

- 1) 協会は、協会のホームページに掲載している「調停人名簿」の中から、各当事者に対し複数の候補者から成る調停人候補者リストを作成し送付します。調停人候補者リストを作成するにあたっては、調停人の経歴、専門分野、過去に担当した調停案件、協会で実施した調停実績など調停人候補者に関する資料に基づき、申立てのあった商事紛争の和解の仲介にふさわしい者を調停人候補者とします。
- 2) 各当事者は、調停人候補者リストを受領後15日以内に、異議のある候補者についてはその旨を、その他の候補者については調停人への就任を希望する順位をそれぞれ付して、そのリストを協会に返送してください。
- 3) 協会は、当事者から返送された調停人候補者リストを受領後、遅滞なく、当事者が共通に希望する候補者から、その順位を考慮し、調停人を選定します。
- 4) 当事者に共通の候補者がいないときは、協会が調停人を選定します。
- 5) 3)又は4)により、協会が調停人を選定したときは、その旨を当事者に通知します。
- 6) なお、当事者は調停人を忌避することができます。

<参考>

調停規則第9条（調停人の数・選定方法）

- 3 協会は、各当事者に対し複数の候補者から成る調停人候補者リストを作成し送付する。各当事者は、そのリストを受領後15日以内に協会に対し、異議のある候補者についてはその旨を、その他の各候補者については調停人への就任を希望する順位をそれぞれ付してそのリストを協会に返送しなければならない。
- 4 協会は、前項の規定により当事者から返送された調停人候補者リストを受領後遅滞なく、当事者が共通に希望する候補者から、その順位を考慮し、調停人を選定する。ただし、当事者に共通の候補者がいないときは、協会が調停人を選定する。

調停規則第10条（選定通知）

- 2 前条の規定により協会が調停人を選定したときは、当事者にその者の氏名、連絡先及び職業を通知する。

調停規則第12条（調停人の忌避）

- 1 当事者は、調停人の公正性又は独立性を疑うに足りる相当な理由があるときは、その調停人を忌避することができる。

（7）調停手続（調停規則第15条～第17条）

- ① 調停の日時（以下、「調停期日」といいます。）及び場所は、調停人が当事者の意見を聴いた上で決定し、協会が改めて当事者に通知します。
- ② 調停での話し合いは当事者双方が同席で行うのが原則ですが、調停人は、必要に応じて口頭又は書面により当事者の一方と個別に協議することができます。その場合に、当事者は、個別に協議した内容を他の当事者に伝えたくないときは、その旨を明示的（書面又は口頭ではっきり）に調停人に意思表示してください。
- ③ 双方の当事者は、調停人が定めた期間内に他の当事者及び調停人に対し、主張を記載した文書又は主張を基礎づける資料を提出してください。
- ④ 調停人が弁護士でない場合で法令の解釈適用等に関して専門的知識に基づく助言を得たいときは、協会の定める弁護士に調停人が助言を受ける

ことができるように措置されています。調停手続は、調停人が弁護士による助言を受ける場合は中断され、助言を得たのち再開されます。

- ⑤ いずれかの当事者から要請があるときは、調停人は、当事者に解決案又は見解を提示することができます。
- ⑥ 調停人は、調停規則に反しない限り、適当と認める方法により調停を進めることができます。
- ⑦ 調停期日には、協会の事務局が立ち会います。

(8) 調停手続の終了

- ① 調停手続は、調停人選定後3ヵ月以内に終了しなければならないとされています。ただし、調停人は、当事者間に別段の合意があるとき、又は、協会が必要と認めたときは、その期間を延長することができます。
- ② 調停手続は、次の事由により終了します。

- a 和解が成立したとき
- b 調停人選定後3ヵ月が経過したとき
- c いずれかの当事者が調停人（調停人が選定される以前においては協会）に対し調停手続の終了を要請し、調停人が他方当事者と再度、調整を行った結果、和解にいたらないと調停人が判断したとき。協会は調停手続の終了要請について書面の提出を求めることができる。
- d 当事者双方が調停人（調停人が選任される以前においては協会）に対し調停手続終了の合意を通知したとき。協会は調停手続終了の合意の通知について書面の提出を求めることができる。
- e 当事者の一方が正当な理由なく、3回以上又は連続して2回以上調停期日に欠席する等、調停手続により紛争当事者間に和解が成立する見込みがなく、調停手続の継続が当事者の利益にならないと調停人が判断したとき。調停人は判断に先立ち当事者に事情の確認を求めることができる。
- f 調停事案が公序良俗に反するなど、和解をすることが適しないと認められるとき

- ③ 当事者間において和解が成立した場合において、調停人は、相当と認めるときは、当事者に和解契約書を作成させたうえで、和解契約成立の立会人としてこれに署名押印します。和解契約書は、特段の事情がない限り、当事者、調停人、協会分を作成し、各1通をそれぞれが保管します。協会は、和解契約書の原本を調停手続が終了した日から10年を経過する日まで保管し、当事者の要請があるときはその写しを交付します。
- ④ 調停が終了したときは、調停人は遅滞なく当事者及び協会にその旨の通知をします。協会は、この通知を受けて、別途当事者に調停手続が終了した旨の通知をします。

2. 非公開・守秘義務と提出資料等の取扱い（調停規則第20条）

- (1) 調停手続は、非公開です。ただし、協会の事業に関する研究資料に活用する場合で関係当事者の氏名又は名称及び住所など、当事者が特定される事項を変更又は抹消する場合には、事案の概要、解決方法等を公開することができます。
- (2) 調停人、協会の役員、その代理人、協会職員その他従業員、当事者及び代理人その他調停手続に関与する者は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、調停手続に関する情報を他に漏らしてはならないことになっています。
- (3) いずれの当事者も、調停手続において相手方当事者が提出した主張又は表明した見解及び調停人の示した提案を、訴訟手続又は仲裁手続において証拠とすることはできません。
- (4) 当事者から調停手続に提出された資料の返還申請があった場合は、資料の写しを取った上で原本を返還します。協会は、調停手続提出資料及び協会作成関連資料について、調停手続が終了した日から10年を経過する日まで保管した後、和解契約書がある場合にはその原本とともに廃棄します。

3. 紛争当事者が負担する調停に関する費用

(1) 申立ての際の調停料金

- ① 申立人は、調停申立ての際に、別表第1に定める調停料金を現金で協会に納付するか、協会の指定する銀行口座（16ページの3（6）参照）に現金で振込んでください。

別表第1（第5条関係）

請求金額又は請求の経済的価値	調停料金の額
500万円以下の場合	5万2,500円
500万円を超え1,000万円以下の場合	7万3,500円
1,000万円を超え1億円以下の場合	7万3,500円に1,000万円を超える額の1.05%に相当する額を加えた額
1億円を超え10億円以下の場合	101万8,500円に1億円を超える額の0.525%に相当する額を加えた額
10億円を超え50億円以下の場合	574万3,500円に10億円を超える額の0.2625%に相当する額を加えた額
50億円を超える場合	1,624万3,500円
経済的価値の算定ができない、または極めて困難である請求	協会が事案を考慮して決定する

- ② 申立人が調停料金を納付しないときは、調停申立てがなかったものとみなし、その旨を付記して調停申立書を申立人に差し戻すことができます。

<参考>

調停規則第5条（調停の申立て）

- 4 申立人は、調停申立ての際、別表第1に定める調停料金を現金で納付するか、協会の指定する銀行口座に現金で振込をしなければならない。協会は、申立人が調停料金を納付しないときは、調停申立てがなかったものとみなし、その旨を付記して調停申立書を申立人に差し戻すことができる。

（2）調停が不成立だった場合の調停料金の返還

- ① 協会は、相手方に調停申立て受理の通知の到達後、応諾するか否かを相手方に確認します。
- ② 協会の応諾の確認に対して、相手方が調停に応諾しないと協会に通知したとき、又は、相手方が通知の受領後15日以内に調停手続に参加することに応諾する旨を協会に通知しないため調停手続に参加することに応諾しなかったものと協会がみなしたときは、調停は不成立となり、申立てはなかったものとみなされます。
- ③ 協会は、遅滞なく調停の不成立を双方当事者に通知するとともに、申立人に対し調停料金を返還します。

<参考>

調停規則第8条（相手方の応諾）

- 6 協会は、第1項に定める協会の通知の到達後、調停手続に参加することに応諾するか否かを相手方に確認する。第1項に定める協会の通知を受領後、相手方が15日以内に調停手続に参加することに応諾する旨を協会に通知しないときは、協会は、相手方が調停手続に参加することに応諾しなかったものとみなし、遅滞なくその旨を申立人及び相手方に通知し、調停料金を返還する。この場合には、調停申立てはなかったものとみなす。

調停規則第25条（調停料金の返還）

調停手続が、調停人がひとりも選定されていないときに終了した場合には、協会は、調停料金の全額を申立人に返還する。

(3) 当事者が負担するその他の費用

- ① 当事者は、調停人が調停手続を遂行するのに必要な範囲内で、交通費、宿泊費その他の実費（以上を「調停人の費用」といいます。）を等分に負担します。
- ② 当事者は、協会が下記「調停人の費用（交通費・宿泊費）」に基づき算出し通知した金額を通知後7日以内に、現金で協会に納付するか、協会の指定する銀行口座に現金で振込んでください。
- ③ 調停手続終了後、当事者から納付された金額の合計額が調停人の費用を超えるときは、協会は、その差額を各当事者に返還します。

調停人の費用（交通費、宿泊費）

1. 当事者が負担する調停人の費用（調停規則第24条）は、調停人が、調停手続の遂行に必要な範囲内のものとし、交通費、宿泊費については、次の通りとする。

		料金基準
鉄 道	新幹線	普通（乗車料金・特急料金・指定席料金）
	その他	普通（乗車料金・特急料金・指定席料金）
船 舶		一等
航空賃		下位クラス
現地交通費（タクシー）		実費
宿 泊	甲 地	11,000円
	乙 地	10,500円
外 国	鉄 道	一等
	船 舶	一等
	航空賃	ビジネス・クラス

2. 新幹線の区間が100キロメートル以上におよぶときは「のぞみ」料金を適用する。
3. 新幹線以外のその他の鉄道賃は特別急行料金を適用する。特別急行が運行していない路線の場合は最も早い区分とする。
4. 甲地は札幌、仙台、千葉、東京、川崎、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡、北九州とし、乙地はその他の地とする。
5. 特別の事情により前項に規定する旅費を超える場合は、あらかじめ協会事務局長の承認を得て、その実費とする。

(4) 調停人への報償金（調停料金に含まれています）

調停人に対する報酬は、申立ての際の調停料金に含まれており、改めて当事者が負担することはありません。調停人の報酬は、別表第2に定められています。

別表第2（第22条関係）

請求金額または請求の経済的価値	調停人の報酬の額
500万円以下の場合	4万2,000円
500万円を超え1,000万円以下の場合	5万2,500円
1,000万円を超え1億円以下の場合	5万2,500円に1,000万円を超える額の0.525%に相当する額を加えた額
1億円を超え10億円以下の場合	52万5,000円に1億円を超える額の0.2625%に相当する額を加えた額
10億円を超え50億円以下の場合	288万7,500円に10億円を超える額の0.13125%に相当する額を加えた額
50億円を超える場合	813万7,500円
経済的価値の算定ができない、または極めて困難である請求	協会が事案を考慮して決定する

調停人の数が複数の場合、各調停人の報酬額は、上の額をその人数によって等分した額とする。

(5) 当事者から(1)及び(3)の費用の納付がない場合

① 申立人が(1)の調停料金を納付しない場合には、協会は調停申立てが

なかったものとみなして、その旨を付記して調停申立書を申立人に差し戻すことができます。

- ② 当事者が（３）の調停人の費用を納付しないときは、調停手続が停止される場合があります。

（６）（１）及び（３）の費用の支払方法

- ① 現金を直接納付される場合には、協会事務局にご持参ください。
② 銀行口座に振込む場合には、次の口座に振込んでください。

<東京事務所>

銀行名： 三菱東京UFJ銀行

支店名： 京橋支店

種 別： 普通

口座番号： 1927021

口座名義： 一般社団法人日本商事仲裁協会

シャ) ニホンショウジチュウサイキョウカイ

<大阪事務所>

銀行名： 三菱東京UFJ銀行

支店名： 瓦町支店

種 別： 普通

口座番号： 10542

口座名義： 一般社団法人日本商事仲裁協会

シャ) ニホンショウジチュウサイキョウカイ

<参考>

調停規則第24条（費用の納付義務）

- 1 前条に定める調停人の費用は、各当事者が等額負担しなければならない。
- 2 当事者は、調停人の費用に充当するため、協会の定める金額をその定める方法に従い、その定める期間内に現金で納付するか、協会の指定する銀行口座に現金で振込をしなければならない。
- 3 当事者が前項の納付をしないときは、協会は調停手続を停止することができる。
- 4 調停手続が終了した場合において、第2項の規定により納付された金額の合計額が、調停人の費用の合計額を超えるときは、協会は、その差額を各当事者に返還する。